

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等手数料

令和6年7月1日(月) から手数料が変わります。

	(改定前)	(改定後)
(例) 一戸建ての住宅	6,000円	→ 9,000円
※登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合		

(1) 登録住宅性能評価機関(注1)による事前の技術的審査を受け、確認書等(注2)が交付された場合

新 築		
総戸数	認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅	9,000円	4,500円
共同住宅等(注3) ※ 1棟の総戸数 (注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	17,000円
	6戸～10戸	28,000円
	11戸～30戸	48,000円
	31戸～50戸	77,000円
	51戸～100戸	117,000円
	101戸～200戸	200,000円
	201戸～300戸	253,000円
	301戸～	287,000円

増改築・既存住宅		
総戸数	認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅	14,000円	7,000円
共同住宅等(注3) ※ 1棟の総戸数 (注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	26,000円
	6戸～10戸	43,000円
	11戸～30戸	72,000円
	31戸～50戸	115,000円
	51戸～100戸	176,000円
	101戸～200戸	300,000円
	201戸～300戸	380,000円
	301戸～	431,000円

(注1) 登録住宅性能評価機関…住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注2) 確認書等…長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注3) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注4) 総戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、総戸数が10戸のため「6戸～10戸」の区分の手数料になります。

問合せ先

土浦市都市政策部建築指導課建築係
所在 茨城県土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111(内線2254)